

---

## 地域における若者への支援策をさぐる

---

第三期新宿区次世代育成協議会・部会

平成 22 年度 部会活動のまとめ

平成 23 年 3 月



## はじめに

不登校、ニート、ひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。施行の背景には、中学校では生徒35人に1人、小学校では児童314人に1人が不登校という現状や、15歳から39歳までの若年無業者(ニート)の数が、ここ数年間、約80万人で推移しているなど、若者の抱える課題の深刻化があげられています。

平成21年度の部会では、「新宿区次世代育成支援計画(平成22年度～平成26年度)」の策定にあたり、計画内容について、様々な議論を重ねてきました。その際、対象を妊娠期から世帯形成期までに拡大して、計画の対象としました。

平成22年度の部会は、拡大した対象である若者に着目し、テーマを「地域における若者への支援策をさぐる」として、困難を有する若者に対する地域での支援策の検証を行うとともに、行政課題を整理し、区の施策に活かしていくために議論を重ねました。

部会の議論では、39歳までの若者を支援することへの驚きと戸惑いもあり、検証作業は簡単なものではありませんでした。しかしながら、子ども・若者育成支援推進法が施行された背景を調べていくなか、「35人に1人の中学校生徒が不登校に陥っているという数字は、実感値として感じている。」「近所にひきこもりの若者がおり、家族が困っている。」など地域の実情が報告され、自分たちの身近な問題として捉えなおし議論を行いました。さらに、今回の部会では議論のみでなく初の試みとして、課題を抱える若者を支援している現場の視察も行ないました。視察においては、支援者のみではなく、支援を受けている若者からも話を伺い、支援の難しさと若者の抱える課題の深刻さを実感しました。3回の部会で十分に議論をつくしたとは言えませんが、困難を抱える若者への支援は、年齢や抱える課題の状況別に細かな支援が必要であると同時に、若者が困難に陥らないように、予防的な支援も講じて行く必要があるとの結論に達しました。

第三期新宿区次世代育成協議会・部会は「地域における若者への支援策をさぐる」のテーマに対して、以下のとおり意見をまとめましたので、今後の区の取組みの中で生かしていただくよう、具申します。

第三期新宿区次世代育成協議会・部会 部会長  
福富 譲

# 1 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の現状

## ◆小学校及び中学校における不登校児童生徒数

中学校の不登校生徒は 35 人に 1 人

小学校の不登校児童は 314 人に 1 人

(文部科学省：平成 20 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より)

### ◇新宿区の状況

中学校の不登校生徒は 31 人に 1 人

小学校の不登校児童は 196 人に 1 人

#### <不登校>

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない  
あるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、  
病気や経済的な理由による者をのぞいたもの。

(文部科学省)

## ◆高等学校中途退学者数及び中途退学率

近年、高校中退率は 2.0% 程度で推移

(文部科学省：平成 20 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より)

## ◆15 歳から 39 歳までの若年無業者（いわゆるニート）数

若年無業者数は横ばい、約 80 万人で推移

(総務省：労働力調査より)

#### <若年無業者>

非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

(総務省)

## ◆ひきこもり

平成 12 年度～平成 14 年度厚生労働省の調査では約 32 万世帯（推定）

(厚生労働省：「地域精神保健活動」における介入のあり方に関する研究より)

※平成 22 年 7 月発表内閣府調査では、全国で約 70 万人（推計）

(内閣府：若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）より)

#### <ひきこもり>

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている」状態とし、時々は買い物などで外出することもあるという場合も「ひきこもり」に含める。

(厚生労働省調査)

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念。

(内閣府調査)

### ☞ 対象となる子ども・若者

「修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者」であるひきこもりや若年無業者だけではなく、「その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの」である不登校など様々な困難を有する子ども・若者を幅広く含むことになる。ここで、「子ども・若者」の対象年齢は 30 歳代までを想定している。

(内閣府：子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針より)

## 2 地域における若者への支援策についての部会意見

### (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の現状及び既存支援事業について広報啓発の充実・強化を図る

<現状への対応策>

- 社会生活を円滑に営む上での困難（以下「困難」という。）を有する若者の現状を、区は危機感を持ち周知する必要がある。
- 区内では、多くの行政機関や団体が困難を有する若者への支援を行なっており、部会の活動をとおして、初めて知る事業もあった。更に区が率先して、区民に対して、既存事業の周知を行う必要があると考える。
- 若者に対して、若者が多く触れる媒体を活用した広報（インターネット・携帯サイトの活用）の手法を用いるなど、広報のあり方に工夫の余地があると考える。

<予防的な対応策>

- 困難に陥った場合に、解決の手だてとなる情報は重要であるが、困難に陥る前の予防策として、若者や保護者が予防知識の情報を得る場として、学校など身近な場を活用した講演会の開催なども求めたい。講演会などにおいては、支援の担い手からの話しだけではなく、困難から立ち直った若者からの体験談を組み入れることも効果的と考える。
- 若者支援に協力した企業の表彰など、地域の支援意識の醸成を推進することにより、困難を有する若者が隠すことなく相談を受けられる風土づくりに努めて欲しい。

### (2) 困難を有する若者やその保護者に対する相談体制等について充実・強化を図る

<現状への対応策>

- 困難を有する若者に対する区の相談窓口は、就労支援などの窓口があるが、総合的に対応する窓口はなく、必ずしも充分とは言いがたい。若者の抱える課題は、「就労支援」「ひきこもり」など課題別のアプローチも必要ではあるが、年齢や課題解決の段階別支援も必要であり、切れ目のない細やかな支援を行なうために、総合的な支援窓口の設置を望む。
- 窓口には心理的な自立を援助する専門職員の配置など、さらなる専門性の強化とともに、困難を有する若者とその家族同士が、同じ悩みを共有・共感できる場を作ることにより、互いに支えあい課題を克服するピア・カウンセリングなど豊富な支援メニューの提供も必要と考える。
- 総合的な支援窓口の相談においては、若者の多くが利用しているメールを活用するなど、気軽さも兼ね備えることが好ましい。

<予防的な対応策>

- 思春期以前の段階で本人や保護者が、悩みを日常的かつ気軽に相談できる環境を整え、問題が長期化・深刻化することを防ぐ必要があると考える。

### (3) 困難を有する若者を支援する関係機関の連携充実・強化を促進する

<現状への対応策>

- 困難を有する若者への支援は、ひとつの機関やひとつの団体での早期発見と解決には限界があると考える。部会の視察においても、団体の連携や情報共有における壁の指摘があった。そこで区が調整機関となり、学校やNPO法人、企業などに働きかけ、子ども・若者育成支援推進法で設置の努力が求められている、「地域全体で若者を支援するネットワーク」を設置することにより、連携体制や情報共有体制の充実・強化を図る必要がある。
- 設置されたネットワークにより、困難を有する若者を早期に見つけ、課題が深刻化する前に解決につなげる支援を望むとともに、困難に陥った若者が、社会へ一歩を踏み出せるよう支援するだけに止まらず、次のステップに行ける豊富な仕組みづくりも、ネットワークの中で考えていく必要がある。

#### ☞ 協議会（地域全体で若者を支援するネットワーク）を設置する趣旨

すべて国民は個人として尊重され、幸福追求に対する国民の権利については、国政の上で最大の尊重を必要とするものである（憲法第13条）。また、子ども・若者育成支援推進法は、「子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長は我が国社会の発展の基礎をなすものである」との認識を示している（法第1条）。

しかし、近年、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にある。そして、これまで必ずしも十分には光が当たってこなかったこの問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが求められている。

そこで、子ども・若者育成支援推進法は、地方公共団体に、このような支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして協議会を置くよう努めるものとしたのである（法第19条）。

（内閣府：子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針より）

### (4) 早期発見・早期対応に向けた取組みの実施

<現状への対応>

- 年齢とともに、課題が長期化し深刻化することを防ぐために、例えば、学校と地域が協力して、早期発見・早期対応の体制を作ることが考えられる。また、子どもから若者への成長時期や発達段階ごとに、各機関のつなぎをより丁寧にし、早期からの支援のつなぎを望みたい。

<予防的な対応策>

- 各種の調査において、困難を抱える若者は、他者とのコミュニケーションが苦手であることが指摘されている。学校や児童館などにおける、コミュニケーション能力の向上支援や「生きる力」をはぐくむことも有効な予防策と考える。

## (5) 地域における取組み

<現状への対応策>

- 困難を有する若者の現状についての議論や視察をとおし、部会員ひとりひとりが関係機関と協力し、地域の中で若者の現状について周知徹底を図るとともに、困難を有する若者を受け入れ、支援できる地域づくりに取組んでいけるよう努力する。

<予防的な対応策>

- 地域と子どもとの関係は、義務教育期間が終了すると区外への進学や就労等により、関係が希薄になる傾向も見られる。学校行事や仕事による地域との関係だけでなく、町会活動などの地域活動へ子どもや若者の参入を促し、身近な支えあいができる地域づくりを進めることにより、予防や早期発見に努めていく。

---

### 3 今後の取組みに望むこと（結びにかえて）

---

現時点で、困難に陥っている若者の支援だけでは、課題解決にはならない。思春期以前の段階から予防策を講じなければ、新たに若者が困難に陥るだけである。困難を有する若者は、必ずしも困難を表現するとは限らず、発見も難しい。区や支援団体、区民が一体となって悩みを相談できるような風土を醸成し、対応に取組む必要がある。

部会でテーマに基づき議論を進めるなかで、教育環境が向上し、高学歴化と進学率の上昇が進む日本において、なぜ困難を有する若者が増加し、課題が深刻化したのか、たびたび疑問が出された。多様な価値観や生き方を認める一方で、対処できないひずみが生まれているおそれがある。現状を改善するための取組みを進めると同時に、『結論は出ないかもしれないが、この問題を通じて社会のあり方そのものを見直す議論も、また必要である』との部会員の意見の一致もみた。

今年度の部会では、若者の現状認識と、既存事業の周知活動の充実などをはじめとした、短期的な取組みの整理が主であった。社会のあり方そのものを見直す議論も含め、中長期的な取組みの整理などについて、当事者や関係者の意見を聞きながら、次年度以降の部会で、より深めた検討がされることを期待する。



## 資 料

- 第三期新宿区次世代育成協議会・部会検討経過
- 第三期新宿区次世代育成協議会・部会委員名簿

## 第三期新宿区次世代育成協議会・部会検討経過

部会日時等	内 容
第1回部会 平成22年8月5日	①部会テーマ「地域における若者への支援策をさぐる」について ②若者像の共有化 ③部会の進め方について
第2回部会 平成22年9月2日	①しんじゅく若者サポートステーション視察 支援者及び利用者からのお話 ②質疑応答・意見交換
第3回部会 平成22年11月15日	①第2回次世代育成協議会での意見を受けて、部会意見のまとめ

### 第三期新宿区次世代育成協議会・部会委員名簿

組織・団体等	氏 名	肩 書 等
学識経験者	福富 譲	東京学芸大学名誉教授
学識経験者	増田 まゆみ	目白大学教授
区民委員（公募）	小林 辰男	
区民委員（公募）	小林 浩司	
区民委員（公募）	山田 幸恵	
民生委員児童委員協議会	金子 正子	
新宿区青少年団体連合会	野澤 秀雄	
区立中学校 P T A 協議会	浅見 純子	
新宿区保護司会	佐藤 雅子	
落合第二地区青少年育成委員会	鹿倉 敏子	
新宿区更生保護女性会	竹内 妙子	
東京都児童相談所	丸山 浩一	